旧上関屯所解体工事
概要書

八幡平市が実施する「旧上関屯所解体工事」（以下「本工事」という。）の概要について、以下に示す。

１　工事内容（解体工事）
(1) 施設名称　　旧上関屯所
(2) 解体場所　　八幡平市上関第４地割 56
(3) 敷地面積　　約 61.25 ㎡
(4) 延床面積　　約 57.96 ㎡
(5) 構造・階数　　屯所：コンクリートブロック造
　　火の見櫓：鉄骨造
(6) 工　　期　　令和７年７月 24 日から令和７年 12 月 26 日まで（お盆を含む）
(7) 予定限度額　　４，８２９千円（税込み）
(8) 事業スケジュール（別添スケジュール表のとおり）

２　契約に関する条件
(1) 再委託等の制限
①　受注者は、設計の一部を第三者に委託させることができる。また工事についても下請負させることができる。その際は事前に、委託及び下請負の内容、下請負先（商号又は名称）、その他下請負先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告しなければならない。
②　工事の部分について建設業法第 22 条に規定する一括下請負を行わないこと。
(2) 本工事履行に係る関係人に関する措置要求
①　市は、本工事の履行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
②　市は、上記「(1)再委託等の制限」①により、受注者から委託及び下請負した者で本工事の履行につき著しく不適当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
③　受注者は、上記①②による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に市に書面で通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等
本工事の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として工事費の支払いが完了したときをもって、受注者から市に移転することとするが、その詳細については、市及び受注者で協議の上定める。

(4) 機密の保持
受注者は、本工事を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第

三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の保護

受注者は、本工事を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。

3　手続き関係

(1) 工事に必要な手続き、諸官公署への手続き、仮設電力、仮設水道の引き込み、道路および他人管理の土地使用手続き等は、受注者において行い、その費用を負担すること。

(2) 工事請負契約書約款に定める書類の提出（工事着手届等）

4　設計変更等

(1) 提案書のとおり工事が行えない場合は、その部分の再提案を行うこと。契約金額の変更は、市及び受注者の協議により当初の提案見積書に増減の方法により行う。

なお、軽微な変更及び当然常識的に行うべきことは、工事費の増減は行わない。

(2) 建物内部の残置動産について、内部の残置物調査を市と受注者により行うこと。調査結果において数量等を確定し、処分費について変更契約を行う。提案書には、調査費用のみ計上のこと。

(3) 特別管理産業廃棄物の有無の調査を行うこと。調査結果において当該廃棄物がある場合は処理費について変更契約を行う。提案書には、調査費用のみ計上のこと。なお、対象はアスベスト含有材及びPCBとする。

5　現場組織の編成

現場代理人、主任技術者は常駐とする。（企画提案日において、３ヶ月以上の直接的な雇用関係にあること）。

なお、現場代理人の常駐について、「市営建設工事に係る現場代理人の常駐緩和に関する取扱いについて」に該当する場合は、他工事との兼務を認めることができる。

6　工事工程及び安全等

(1) 工事工程、仮設計画及び安全計画について

提案書のとおり行うこと。提案書のとおり行えない場合は、市と協議を行い、再提案を行うこと。

(2) 賠償責任保険等の加入について

受注者は工事請負契約締結後、すみやかに労災、火災、その他賠償責任保険、並びに建設業退職金共済組合に加入し、その写しを提出のこと。

(3) 工事打ち合わせ

①　工事着手前

②　建物内部の残置物確認

③　基礎形状の確認

④　基礎撤去確認

⑤　完了時

※　打合せ事項は、直ちに整理し指定部数を提出すること。

7　検　　査

工期内に市の完成検査を受け引渡しを行うこと。

8　その他

(1) 次の事項は工事範囲とする。

①　火の見櫓の撤去

②　便槽の撤去処理

③　水道、電気などの切離し、手続き

④　簡易的な造成

(2) 他の建築物に破損などの損傷を与えないよう十分注意し、万一、破損損傷を与えた場合は、原形に復旧すること。

(3) 架線の養生安全対策を講じること。

(4) 金属類は、受注者が売渡を行い、見積金額から減額すること。

9　共通仕様書

「建築物解体工事共通仕様書（令和４年版)」

10　工事提出書類

(1) 工事打合せ簿

(2) 工事写真

(3) 産業廃棄物処理結果報告書

(4) 工事日報

11　特記事項

(1) 写真は工程毎に、施工前・施工中・施工後に分け撮影し、工程毎に整理し提出すること。

(2) 発生材及びリサイクル品は許可（許可証写し提出）を受けた運搬業者により、許可（許可証写し提出）を受けた処分場及び処理場にて適正に処理し、処理後マニフェストを提出すること。

(3) 工事日報（着手届日から完成届出日まで）を提出すること。

(4) 下請負契約を締結する場合は、施工体制台帳を作成し、その写しを提出すること

(5) 解体作業の際、現金、金券等が見つかった場合は監督員と協議のこと。